

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十九号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月
奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第十二条
第三項の表の第一号」を「第十二条第三項の表の第二号」に、「第四十五条第二項の表
の第一号」を「第四十五条第二項の表の第二号」に改め、同条第一号中「第二十八条の
九第十三項」を「第二十八条の九第十項」に改める。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。